

「看督長見不注進状」（九条家本『延喜式』紙背文書）

に関する基礎的検討

前田 禎彦

はじめに

検非違使庁は、平安時代から南北朝時代に至るまでの長期にわたって平安京（京都）の警察・司法を担った重要機関として知られている。検非違使庁の構成員としては、別当および佐・尉・志・府生からなる官人らとともに、その下に雑任として看督長かどのおさなる者たちが存在し、さまざまな業務にあたっていた。看督長については、すでに膨大な数にのぼる検非違使研究の中でもしばしば言及されているが、その多くは概説的記述にとどまり、彼らの勤務形態・勤務内容あるいは存在形態について必ずしも十全な検討が行われてきたわけではない^①。全体の考察はあらためて別稿で行う予定であるが、本稿では、そのための準備作業として、従来から存在はよく知られている長元八（一〇三五）年の「看督長見不注進状」を取り上げ、その内容について基礎的検討を加えておきたいと思う。

九条家本『延喜式』の紙背文書には十世紀末から十一世紀前半にかけての検非違使庁関係文書が多数含ま

A
2

注進左右看督長今月上（下）番見不參事

右。今月上（下）番十五（十四）日番役見不參注進如件。

年
月
日

左(右)衛門府生○○○○

見参

○
○
○
○

○
○
○
○

○
○
○
○

不参

○
○
○
○

○
○
○
○

○
○
○
○

見参

左

○
○
○
○

○ ○ ○ ○

○
○
○
○

右

○ ○ ○ ○

○
○
○
○

○
○
○
○

不参

左

○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○

○
○
○
○

右

○
○
○
○

○ ○ ○ ○

○
○
○
○

今月上(下) 番十五(十四) 日見不參注進如件。

年
月
日

左(右)衛門府生○○○○

B

注進番闕看督長事

左

○
○
○
○

△
度

△月上(下)番

右

○
○
○
○

△
度

△月上(下)番

右。注進如件。

〇〇〇〇 △度 △月上(下) 番

年 月 日 左(右) 衛門府生〇〇〇〇

まず、A1、A2は書出・書止および左右・見不参の別の記載順序に相違があるが、ともに各月の上番・下番それぞれにおける看督長の見参・不参の歴名を記した文書であり、内容上の差異はまったくない。そこで、本稿ではA1、A2とともに「見不参注進状」と呼ぶことにする。その記載内容は末尾に別表として掲載したのでご確認いただきたい。このうち、A1にあたる六通の文書は六月上番から八月下番までの看督長の見参・不参の状況を記し、A2の二通は、(c)の五三一号文書が某月上番の、(i)の五三七号文書が十月下番の看督長の見参・不参の状況を記録している。それぞれの文書作成責任者の署名を見ると、不明の(c)、(f)の二通をのぞき、六月から八月までのA1では「左衛門府生坂上時通」であるのに対して、十月のA2では「左衛門府生上村主重^(巻)□」に変化していることが分かる。したがって、A1とA2の書式の相違は、九、十月以降に文書作成の責任者が坂上時通から上村主重基に交替したことに起因する可能性が高い。

いっぽう、書式Bにあたる一通の文書は、六月上番から九月上番までの看督長の「番闕」、すなわち欠勤の回数を記したもので、Aの文書の記載内容を集計した文書である。そこで、Bは「番闕注進状」と呼称してA1、A2の「見不参注進状」と区別することにしよう。

要するに、『平安遺文』が収める九条家本『延喜式』紙背文書の「看督長見不注進状」には、各月の上番・下番における看督長の見参・不参を記録したAの「見不参注進状」と看督長の「番闕」＝欠勤の回数を記録し

たBの「番闕注進状」の二種が存在しているのである。

二 看督長の勤務形態

次に、A・Bの各文書にもとづき看督長の勤務形態について検討してみよう。まず、A「看督長見不注進状」から看督長の姓名、各月における見参・不参の状況を抜き出した上で、B「番闕注進状」における「番闕」の記載を加え、長元八年(一〇三五)六月から十月までの看督長の勤務状況をまとめると表2のようになる⁽⁴⁾。この表から、他官司に属する雑任の場合と同様に、看督長は一ヶ月を上番(前半の十五日間)と下番(後半は月の大・小により十四日間または十五日間)との二組に分けて、グループ別に番上するという勤務形態をとっていたことが確認できる。ただし、表2によると、長元八(一〇三五)年の場合、そのグループ編成は①六月上番から八月下番までと②十月下番との間に変化の存在したことが判明する。そこで、各グループの編成のあり方を見てみよう。

まず、前者の六月上番から八月下番までは、上番が十七名(うち左は九名、右は八名)、下番が十七名(うち左は九名、右は八名)の計三十四名によって構成されており、その間に構成員の変化が若干見られるものの、左・右および上番・下番の間に異動は確認できず、この間、看督長はほぼ同一編成で勤務していたことが分かる⁽⁵⁾。

これに対して、後者の十月下番の(i)五三七号文書は計十六名(うち左は八名、右は八名)からなり、前者

表2 長元8(1035)年6月～10月における看督長の勤務状況

左	No	姓 名	6月 上下	7月 上下	8月 上下	9月 上下	10月 上下	某月 上	番關注進状
上	1	縣 行松	△	△	△		△	—	6上、8上
	2	大原 吉松	○	△	—		—	—	
	3	賀茂 正友	×	○	×		—	×	
	4	紀 吉武	○	○	○		—	—	
	5	内蔵 時吉	△	△	△		○	—	
	6	日下部 今光	○	○	○		—	○	
	7	調使 行友	○	△	△		—	△	
	8	伴 重行	○	○	○		—	—	
	9	伴 常高	×	△	○		△	—	
下	10	石上 成重	○	○	○		—	—	7下、8下 8下
	11	猪 常信	○	×	×		—	○	
	12	大原 時正	○	○	×		△	—	
	13	川 信兼	—	○	○		○	—	
	14	紀 助信	○	○	○		○	—	
	15	清原 兼時	○	○	○		○	—	
	16	清原 豊信	—	○	○		—	○	
	17	百濟 成包	×	○	×		×	—	
	18	高橋 重高	—	△	△		—	○	
	19	上毛野春重					—	△	
上	1	安倍 清成	△	○	—		—	—	8上、9上
	2	上毛野春重	△	○	×		—	—	
	3	清原 久時	—	○	○		—	○	
	4	坂上 松則	○	○	○		—	—	
	5	秦 秋延	○	○	×		—	—	
	6	秦 種安	○	○	×		—	—	
	7	藤井 守光	○	○	○		—	—	
	8	藤井 安延	△	○	×		—	—	
下	9	恩智 是本	○	○	×		○	—	8下 6下、7上、 ^(下) 8上、 ^(8下) □□ 6下、8下
	10	百濟 光信	×	×	×		△	—	
	11	雀部 宮成	×	○	×		△	—	
	12	多米 高延	—	○	△		△	—	
	13	津守 重頼	○	○	×		△	—	
	14	津守 信頼	○	△	×		×	—	
	15	水田 友松	○	△	△		△	—	
	16	山 岑景	○	○	○		○	—	
	17	信					—	△	
	18						—	○	

見参○ 不参：有故△ 無故×

では上番であった看督長三名（左 No.1 縣行松、No.5 内蔵時吉、No.9 伴常高）が下番に異動しているという変化が見える。次に、某月上番の(c)五三一号文書を十月下番の(i)五三七号文書と対比してみると、ともにA2の書式であること、構成員に重複のないことの二点から判断して、(c)五三一号文書のメンバーと(i)五三七号文書のメンバーは、両者あいまって上番・下番一組を構成していたと見なすことができる。史料の残存状況から考えれば、(c)五三一号文書は十月上番または十一月上番、強いて言えば十月上番の看督長の勤務状況を記した文書であったと推測してもよいだろう。以上の点を踏まえた上で、あらためて(c)五三一号文書のメンバーを見てみると、計十一名（うち左は七名、右は四名）のうち六月から八月まで下番であった左看督長三名（左 No.11 猪常信、No.16 清原豊信、No.18 高橋重高）が上番へと異動していることが判明する。

さらに、六月から八月までの旧メンバーと十月以降の新メンバーを対照すると（表3）、右から左へと異動した一名の看督長（右 No.2、左 No.19 の上毛野春重）や、六月から九月までの期間には姿が見えながらも十月以降には消えてしまった七〇九名の看督長（左 No.2 大原吉松、No.4 紀吉武、No.8 伴重行、No.11 石上成重、右 No.1 安倍清成、No.5 秦秋延、No.6 秦種安、No.7 藤井守光、No.8 藤井安延）の名前を確認することもできる⁽⁶⁾。つまり、九条家本『延喜式』紙背文書から、長元八（一〇三五）年六月から十月までの間に二組の看督長のグループが存在し、その間に、①構成員の交替（三十四名から二十七名へ）、②左・右および上番・下番の間における構成員の異動をともなった編成替えの行われたことが確認できるのである。

それでは、この編成替えはいつ実施されたのだろうか。書式Bの九月十六日の「番闕注進狀」は、六月上番から九月上番までの「番闕」を記した文書なので、そのグループ編成は六月上番に始まり、少なくとも九

表 3 長元 8 (1035) 年における看督長の新旧構成員

左	旧	新	右	旧	新
上	1 縣 行松 2 大原 吉松 3 賀茂 正友 4 紀 吉武 5 内蔵 時吉 6 日下部 今光 7 調使 行友 8 伴 重行 9 伴 常高	3 賀茂 正友 6 日下部 今光 7 調使 行友 11 猪 常信 16 清原 豊信 18 高橋 重高 19 上毛野 春重	上	1 安倍 清成 2 上毛野 春重 3 清原 久時 4 坂上 松則 5 秦 秋延 6 秦 種安 7 藤井 守光 8 藤井 安延	3 清原 久時 4 坂上 松則 17 信 18
下	10 石上 成重 11 猪 常信 12 大原 時正 13 川 信兼 14 紀 助信 15 清原 兼時 16 清原 豊信 17 百済 成包 18 高橋 重高	1 縣 行松 5 内蔵 時吉 9 伴 常高 12 大原 時正 13 川 信兼 14 紀 助信 15 清原 兼時 17 百済 成包	下	9 恩智 是本 10 百済 光信 11 雀部 宮成 12 多米 高延 13 津守 重頼 14 津守 信頼 15 水田 友松 16 山 岑景	9 恩智 是本 10 百済 光信 11 雀部 宮成 12 多米 高延 13 津守 重頼 14 津守 信頼 15 水田 友松 16 山 岑景

月上番までは続いていたと見なすことができる(7)。Bの「番關注進状」は、看督長の勤務状況を番ごとに記したAの「見不参注進状」にもとづき作成された文書で、看督長の編成替えのために作成され、新たなグループ編成を行う際の資料として利用された文書だったのであろう。したがって、この年の新たなグループ編成は九月下番を機に実施されたと考えられる。そして、以後、文書の作成責任者が坂上時通から上村重基に変化しているのも、グループの編成替えにともない同時に担当者も交替したためであったと判断できるのである(8)。

以上、A「見不参注進状」とB「番關注進状」から看督長の勤務形態を概観してきたが、それでは、これらの文書は検非違使庁において、どのように利用されたのであろうか。別稿で論じたように、検非違使庁の業務は、本来、佐・尉・志・府生の各検非違使官人が参加する、着欽政をはじめとした(政)の行事によつ

て処理されることになっていたが⁽⁹⁾、〈政〉においては「看督長見不参帳」あるいは「看督長見不参文」なる文書が佐以下の検非違使官人に供覧されていたことが知られる⁽¹⁰⁾。これは、その時の〈政〉における看督長の見参・不参を記した文書である可能性もなくはないが、これまでに見てきた看督長の日常の勤務状況を記録したA「見不参進狀」やB「番闕注進狀」を指すと考えることも可能である。とすれば、佐以下の検非違使官人たちは、これらの文書により看督長の勤務状況の把握に努め、看督長たちの監督にあたっていたと言えるだろう。すなわち、A「見不参進狀」やB「番闕注進狀」などの文書は、随時行われる看督長の任免・編成のための資料として活用されたと考えられるのである。

三 看督長の勤務内容

天慶五(九四二)年閏三月二十八日検非違使別当宣に「看督長之職。雖_二品秩卑微_一。随_二公務之役_一。逐_レ日繁多」とあるように⁽¹¹⁾、看督長の職掌はじつに多岐にわたり、その業務は多忙をきわめる。諸記録からは看督長が検非違使官人の指示下で犯人の捜査、追捕、取り調べ、刑罰の執行、獄直など検非違使庁の警察・司法活動の第一線で活躍していたようすがうかがえるが、その活動の詳細は別稿に譲ることにして、ここでは、「見不参進狀」に付記された見参・不参の事由に関する注記に即して看督長の勤務内容について検討してみたい。「見不参進狀」では、不参の場合、その理由を記した注記が多く存在しており、見参の場合にも一部に注記が認められる。表4はその内容を列挙したものである。

表 4 長元 8 (1035) 年「見不参注進状」にみえる見参・不参の事由

見 参	(1)廿三日参 (530 猪常信、恩智是本) 七日参 (532 秦種安) 十一日参 (534 伴常高) (2)直役畏 (533 雀部宮成) 獄 直 (535 清原豊信) (3)弓 場 (535 紀助信、川信兼) (4)馬 場 (535 山岑景) (5)伊 勢 (535 清原兼時)
不 参	(1)無故・無故不参 (2)病 (529・532・534 内蔵時吉、532 伴常高、533 津守信頼) (3)申假城外 (533 高橋重高) 假 (535 高橋重高、水田友松、多米高延) (4)長齋 (529・532・534 縣行松、532・534 調使行友) (5)使 (533 水田友松) 右尉手使 (537 大原時正) * 右尉手 = 平 直方。 左志忠方使 (529 藤井安延)、忠方使 (532 大原吉松)、左志忠使 (532 秦高口) * 左志忠方 = 惟宗忠方。 * 右志成 = 中原成通。 右志成使 (537 百済光信) 左府生重基使 (531 調使行友) * 左府生重基 = 上村主重基。 右府生貞澄使 (537 伴常高)、右府生□ (531□ 信) * 右府生貞澄 = 秦貞澄。 (6)左志豊道共 (537 津守重頼) * 左志豊道 = 栗田豊道。 (7)河内国追捕官人供給使 (529 上毛野春重) 大和供□催使 (537 雀部宮成・水田友松・縣行松) (8)候左獄政所 (529 安倍清成)

1 「見参」の事由

最初に「見参」に関する注記から検討を始めたい。まず、(1)の「某日参」について。先に述べたように、看督長は、上番は一日から十五日まで、下番は十六日から月の大・小にに応じて二十九日あるいは三十日まで番上するきまりになっていた。「某日参」は、その看督長が遅参して、番上期間の途中から勤務を始めたことを示している。

(2)の「獄直」・「直役畏」は、検非違使庁が管理する平安京の左右獄所の警護・宿直。応和三(九六三)年七月十三日検非違使別当宣によると、「左右看督長等。各守三次第一。可勤獄直」という原則にもとづき、看督長は五日ごとに交替しながら順番に獄直を務め、理由なく務めを

怠ること三度に及べば、その職を解くことになっていた¹²⁾。この別当宣は「他役」を盾に看督長が獄直を怠ることを戒めたもので、平安京近郊の津に赴き京周辺にある場合や「他事」に従っている場合であっても、つまり公務に従事している場合であったとしても、「獄門」にいったん戻って「本直」＝獄直を務めなければならぬと規定する。獄直が看督長の職務として何よりも重視されていたことがうかがえるだろう。長保五(一〇〇三)年十一月二十八日検非違使別当宣にも「看督長職者。獄直為_レ最。從_レ政為_レ善」と見えているように¹³⁾、多岐にわたる看督長の職掌の中でも、この獄直こそが最も基本的な任務であった。

(3)「弓場」は左衛門府弓場のこと。別稿ですでに検討したことであるが、左衛門府弓場は本来射芸を教習・披露する場であるが、十世紀中・後期以降は勅裁(天皇の裁き)の対象となる訴訟や事件の当事者・関係者を拘禁・勘問(取り調べ)する場としても利用されていた¹⁴⁾。そのため、獄所の場合と同様に看督長が配置され、その警護・管理に当たっていたものと思われる。また、(4)の「馬場」は、「弓場」と同じく衛門府馬場とも考えられるが、検非違使官人が衛門府馬場をその業務に利用した事例は目下のところ確認できないので、検非違使官人が勘問の場として利用していたことが知られる左近衛府馬場であるのかもしれない¹⁵⁾。いずれにせよ、「弓場」と「馬場」は、ともに検非違使官人が警察・司法活動にあたって利用する場であり、そうした場における看督長の勤務は「獄直」に準じて理解することができらるだろう¹⁶⁾。

2 「不参」の事由

いっぽう、「不参」の事由をめぐって「番闕注進状」は、(1)「無_レ故」・「無_レ故不参」の場合、すなわち理由

なく不参した場合のみを「番闕」と見なし、以下の(2)から(7)にいたる各事由による不参は「番闕」には数えていない⁽¹⁷⁾。つまり、「見不参注進状」における見参・不参の別は、看督長が京内で獄直をはじめとする業務に実際に従事していたか否かによって決定されており、不参が「番闕」に相当する否かは、その事由如何によって判断されるものであったと考えることができる。

(2)以下の事由のうち、(2)「病」については特に説明を要しないが、(3)「假」・「申_レ假城外」は休暇による不参、(4)「長斎」は、よく分からない点もあるが、近親者の死去にともなう服喪などによる不参であろうか。いずれも正当な事由として「番闕」の対象にはならない。これに対して、(8)「候_二左獄政所_一」は犯罪・懈怠によって看督長を獄政所に拘禁した事例で、本来は「番闕」にあたるケースと思われるが、「番闕注進状」の作成時点で、すでに該当者の左No1安倍清成が看督長の職を辞していたため名前が挙がっていないのである。別の機会に述べたように、政所禁は、十一世紀初頃から散見し始める検非違使_一独自の刑罰_二「_一庁例」の一種で、未決拘留者や禁獄には及ばない犯罪者に対して適用された処分である⁽¹⁸⁾。

残る(5)「使」、(6)「共」、(7)「供給使」・「供給催使」は、いずれも看督長が頻繁に諸国に派遣されていたことを示す事例である。やはり、「番闕」の対象にはならない。「使」は検非違使官人個人_一の使者として単独で、「共」は検非違使官人に随行して看督長が諸国に赴いたケースであり、次の「供給使」・「供給催使」は諸国に派遣された検非違使官人の供給を担当するため看督長が遣わされたケースといちおう区別できるだろう。

十世紀以降、追捕・勘札や租税徴収のために検非違使官人を畿内近国に派遣するケースが増加したが、それにともなって看督長も検非違使官人の使者・随身として諸国に赴くことになった⁽¹⁹⁾。本来、京と京近郊の

津を管轄するに過ぎない検非違使官人が京外に遣わされる場合、宣旨・官符による許可を得る必要があったが、その際、検非違使官人が隨身できる看督長の員数も同時に定められていた。ところが、検非違使官人が勝手に看督長を隨身し、京内における本来の業務に支障をきたすケースが目立ったため、天慶五(九四二)年閏三月二十八日の検非違使別当宣によって、①「宣旨之外」に看督長の隨身を禁止すること、②看督長を隨身する場合は「交名」を記して佐に報告することの二つの原則が立てられた⁽²⁰⁾。しかし、以後も応和三(九六三)年⁽²¹⁾、康保三(九六六)年⁽²²⁾、正暦三(九九二)年⁽²³⁾、長保五(一〇〇三)年⁽²⁴⁾と関連する検非違使別当宣が繰り返し出されていることが示すように、尉以下の検非違使官人が佐の許可を得ることなく個人的に看督長を諸国に派遣したり、隨身したりする状況にあまり変化はなく、むしろ検非違使官人の活動が畿内近国へと拡がるにつれ、看督長の京外における業務も増大したものと思われる。長元五(一〇三五)年の「見不参注進状」の注記からうかがえるあり方も、そうした状況を裏付けているようである。

看督長の京外における実際の活動を簡単に見てみよう。検非違使官人を諸国に派遣する目的は追捕・勘札と租税の徴収が中心で、このうち追捕・勘札は①犯人・同類の搜索・追捕、②犯人・証人の召進、③事発所(事件現場)における糺弾・勘問などを主な内容とする⁽²⁵⁾。看督長の裁量権は限定されるため、その役割は補助的なものにとどまるが、「共」として随行了した看督長は検非違使官人の下で以上のような業務に携わったのであろう。また、「使」としての業務も基本的には同様で、長保元(九九九)年七月には検非違使別当の命令により犯人の主人とともに看督長が紀伊国に隠れ住む犯人の捕進に赴き⁽²⁶⁾、治安三(一〇二三)年六月にも事件関係者を召進するために看督長が攝津国に赴く⁽²⁷⁾など検非違使官人の活動に準じた業務内容がうか

がえる。むしろ看督長の諸国における活動として重要なのは、「供給使」・「供給催使」としての役割である。供給とは中央から遣わされた使者を国司がもてなすことであるが、平安時代の中・後期には使者が「供給宣旨」を帶同して現地に臨み、そこから直接物資を徴収する手続きになっていた。永承六（一〇五一）年度の「大和国大田犬丸名結解」の記載は①坪付、②所当（収入）、③所済（支出）の三部分からなるが、その所済の内訳に「四十束、七年二月二日、看督長助真収絹一疋」と見えており、永承七（一〇五二）年二月二日に看督長助真が大和国広瀬郡に所在する大田犬丸名から絹一疋（直四十束相当）を徴収していたことが判明する^{28）}。看督長助真は検非違使官人に同行して大和国に赴き、その供給を担当する「供給使」・「供給催使」の役割を果たし、検非違使官人の活動を補助する役割を担っていたのであろう。この例が示すように、諸国に派遣された検非違使官人の供給を実際に担当するのは看督長など雑任の役割であった。しかし、その強制的・強圧的な供給料の徴収は時に現地の反感や混乱を呼び起こすこともあった。検非違使官人の派遣申請と同時に派遣の停止を求める諸国の動きが見られるのも^{29）}、こうした看督長の行動に一因があったのである。

おわりに

以上、はなはだ粗雑であるが、九条家本『延喜式』紙背文書に含まれる長元八（一〇三五）年の「看督長見不注進状」に基礎的検討を加えてきた。本文書を利用する場合には、従来から、この程度の分析は踏まえた上で利用されてきたのかもしれない。しかし、これまで、その記載内容を全体として考察した研究は見当

たらないため、敢えて本稿を草した次第である。ただし、本文書から得られる情報は、以上にとどまるものではない。本文書の価値は看督長に対する全体的考察を経た上で明らかになるであろう。論じ残した点は別稿を期して、ひとまず本稿を終えたいと思う。

註

(1) 検非違使研究は多数にのぼるため、とりあえず基本文献として小川清太郎『検非違使の研究・庁例の研究』(一九八八年再刊。初出は一九三七、三八年、三九年)、利光三津夫「裁判の歴史」(利光三津夫・長谷山彰『新裁判の歴史』第一部、一九九七年再刊、初出は一九六四年)、森田悌「検非違使の研究」(『史学雑誌』七八一九、一九六九年)、大饗亮『律令制下の司法と警察』(一九七八年)。なお、看督長に関する唯一の専論として米谷豊之祐「看督長考」(『大阪産業大学論集』社会科学編九一、一九九三年)が挙げられる。撰定期から院政期にかけての看督長の活動を丹念に追究しており、たいへん参考になる。

(2) 九条家本『延喜式』の概要については、鹿内浩胤「九条家本『延喜式』小史」(『日本歴史』六三四、二〇〇一年)、同「九条家本『延喜式』覚書」(『書陵部紀要』五二、二〇〇一年)。

(3) なお、A 1、A 2の○○○○は姓名・注記、Bの○○○○は姓名、△は数字がそれぞれあてはまる。

(4) 「見不参注進状」は文書間で姓名の表記にブレが存在する。例えば、常信と常延、兼時と包時などの名は一般に通用する文字であるので特に問題はないが、姓のブレにはやや問題がある。左No 3賀茂正友(五二九、五三一、五三三)と巨勢正友(五三四)、左No 18高橋重高(五三三、五三五)と賀茂重高(五三一)、右No 2上毛野春重(五二九、五三一、五三四)と伴春重(五三一)、右No 8藤井安延(五二九、五三二)と秦安延(五三四)、右No 12多米高延(五三三、五三五)と秦高□(五三七)、右No 14津守信頼(五三〇、五三三、五三五)と清原延依(五三七)の五名は、それぞれ同一人物と判断してよいと思うが、単純な誤記も含むと考えられるものの、すべてを誤記と見なすことが可能かどうかはよく分からない。なお、坂上公則(五三一)については右No 4坂上松則(五二九、五三一、五三四)の単純な誤記と考えてもよい。

だろう。

- (5) 六月上番から八月下番までの間の変化として、左No2大原吉松、右No1安倍清成の二名が八月以降には名前が見えず、左No13川信兼、左No16清原豊信、左No18高橋重高、右No3清原久時、右No12多米高延の五名が七月以降に名前が見えるようになる。

- (6) 以上、九名のうち二名は(c)五三二号に見える「 ・ 信」の二名に該当する可能性が高いため、実際には七名の名前が消えたことになると思われる。

- (7) 右No2上毛野春重は九月までは右の上番であったが、十月には左の下番に異動している。

- (8) 註(4)で言及した姓名の表記のブレは特に(c)五三二号文書と(i)五三七号文書、つまり十月以降に目立つが、これは文書作成責任者の交替とも関係があるかもしれない。

- (9) 拙稿「検非違使庁の〈政〉」(『富山国際大学紀要』七、一九九七年)。

- (10) 『勘問式』今案(『西宮記』巻二十一・与奪事、三三六頁。頁数は『改訂増補故実叢書』による)、『本朝世紀』久安五年五月二十六日条。

- (11) 天慶五年閏三月二十八日検非違使別当宣(『政事要略』巻六十一・糺彈雑事、五三〇頁。頁数は『新訂増補国史大系』による。以下同じ)。

- (12) 応和三年七月十三日検非違使別当宣(『政事要略』巻六十一・糺彈雑事、五二九頁)。

- (13) 長保五年十一月二十八日検非違使別当宣(『政事要略』巻六十一・糺彈雑事、五三〇頁)。

- (14) 拙稿「衛門府弓場の歴史的性格」(『古代文化』五三・一〇、二〇〇一年)。

- (15) 『日本紀略』寛弘六年二月五日条、『小右記』長和四年三月二十一日条。

- (16) なお、(5)「伊勢」は何を指すのか、なぜ「見参」に含まれるのか不明であるため、ここでは省略せざるを得ない。後考を期したい。

- (17) なお、不参で注記の存在しない場合、「番闕注進状」の「番闕」に対応するものがほとんどなので、(1)「無故」「無故不参」に相当すると判断できる。

- (18) 拙稿「平安時代の法と秩序」(『日本史研究』四五二、二〇〇〇年)。

- (19) 上横手雅敬「平安中期の警察制度」(竹内理三博士還暦記念会編『律令国家と貴族社会』一九六九年)、註(18)拙稿。

- (20) 天慶五年閏三月二十八日檢非違使別当宣(『政事要略』卷六十一・糺彈雜事、五二九頁)。
- (21) 応和三年七月十三日檢非違使別当宣(『政事要略』卷六十一・糺彈雜事、五二九頁)。
- (22) 康保三年八月十九日檢非違使別当宣(『政事要略』卷六十一・糺彈雜事、五三〇頁)。
- (23) 正暦三年十月十四日檢非違使別当宣(『政事要略』卷六十一・糺彈雜事、五三〇頁)。
- (24) 長保五年十一月二十八日檢非違使別当宣(『政事要略』卷六十一・糺彈雜事、五三〇頁)。
- (25) 註(18) 拙稿。
- (26) 長保元年七月十五日檢非違使別当宣(『平安遺文』三八四号文書、三条家本『北山抄』紙背文書)。
- (27) 『小右記』治安三年六月二十五日条。
- (28) 永承六年大和国大田犬丸名結解(『平安遺文』六九三号文書、東大寺文書四ノ四九)。大田犬丸名については、とりあえず稲垣泰彦「初期名田の構造」、「東大寺領小東庄の構成」(同『日本中世社会史論』一九八一年。初出は一九六二年、一九六七年)、佐藤泰弘「東大寺領大和国小東庄」(同『日本中世の黎明』二〇〇一年。初出は一九九六年)など。
- (29) 永承五年七月二十二日太政官符案(『平安遺文』六八二号文書、田中忠三郎氏所蔵文書)。

別 表

(a) 長元 8 年 6 月 16 日看督長見不参注進状 (『平安遺文』 529 号)

5 2 9 号		見不	姓 名	注 記	備 考
六月上番	左	見参	大原 吉松 日下部 今光 調使 行友 紀 吉武 伴 重行		
		不参	伴 常高 賀茂 正友 縣 行松 内蔵 時吉	無故 無故 長□ (斎) 病	
	右	見参	秦 種安 坂上 松則 秦 秋延 藤井 守光		
		不参	上毛 春重 藤井 □延 安倍 清成	河内国追捕官人供給使 左志忠方使 候左獄政所	安延か

(b) 長元 8 年 7 月 1 日看督長見不参注進状 (『平安遺文』 530 号)

5 3 0 号		見不	姓 名	注 記	備 考
六月下番	左	見参	猪 常信 紀 助信 大原 時正 清原 兼時 □上 成重	廿三日参	石上か
		不参	百濟 成包	無故	
	右	見参	山 岑景 恩智 是本 水 津守 信頼 同 重頼	廿三日参	水田友松か
		不参	雀部 宮成 百濟	無故	光信か

(d) 長元8年7月16日看督長見不参注進状 (『平安遺文』532号)

532号		見不	姓 名	注 記	備 考
七月上番	左	見参	□下部今光 賀茂正友 紀吉武 伴□		日下部か 重行か
		不参	大原 吉松 調使 行友 縣 行松 内藏 時吉 伴 常高	忠方使 長齋 長齋 病 病	
	右	見参	秦 種安 坂上 松則 上毛野 春重 秦 秋延 藤井 守光 同 安延 安倍 清成 清原 久時	七日参	

(e) 長元8年8月2日看督長見不参注進状 (『平安遺文』533号)

533号		見不	姓 名	注 記	備 考
七月下番	左	見参	紀 助信 川 信兼 大原 時正 百濟 □ 清原 兼時 同 豊信 石上 成重		成包か
		不参	猪 常信 高橋 重高	申假城外	
	右	見参	山 岑景 恩智 是本 雀部 宮成 津守 重頼 多米 高延	直役畏	
		不参	水田 友松 津守 信頼 百濟 光信	使 病	

(f) 長元8年8月1日看督長見不参注進状 (『平安遺文』534号)

534号		見不	姓 名	注 記	備 考
八月上番	左	見参	日下部今光 伴常高 紀吉武 伴重行	十一日参	
		不参	調使 行友 巨勢 正友 縣 行松 内藏 時吉	長齋 長齋 病	賀茂正友と同一人物か
	右	見参	坂上 松則 藤井 守光 清原 久時		
		不参	秦 種安 上毛野春重 秦 秋□ 同 安延		秋延か 藤井安延と同一人物か

(g) 長元8年9月1日看督長見不参注進状 (『平安遺文』535号)

535号		見不	姓 名	注 記	備 考
八月下番	左	見参	紀 助信 川 信兼 清原 兼時 同 豊信 石上 成重	弓場 同前 伊勢 獄直	
		不参	猪 常信 大原 時正 百濟 成包 高橋 重高	假	
	右	見参	山 岑景	馬場	
		不参	恩智 是本 雀部 宮成 百濟 光信 水田 友松 津守 信頼 同 重頼 多米 高延	假 假	

(c) 長元8年某月某日看督長見不参注進状 (『平安遺文』531号)

531号		見不	姓 名	注 記	備 考
某月上番	左	見参	猪 常延 日下部 今光 □原 豊信 賀茂 重高		常信とも 清原か 高橋重高と同一人物か
		不参	□使 行友 賀茂 正友 伴 春重	左府生重基使 大和供□(給)催使 □	調使か 上毛野春重と同一人物か
	右	見参	□ 坂上 公則 清原 久時		松則と同一人物か
		不参	□信	右府生□	秦秋延または藤井安延と 同一人物か

(i) 長元8年10月28日看督長見不参注進状 (『平安遺文』537号)

537号		見不	姓 名	注 記	備 考
十月下番	左	見参	紀 助信 川 信兼 清原 包時 内蔵 時吉		兼時とも
		不参	伴 常高 縣 行松 大原 時正 百濟 成兼	右府生貞澄使 大和供給使 右尉手(平)使 無故不参	成包とも
	右	見参	山 岑景 恩智 是本		
		不参	雀部 宮成 水田 友松 百濟 光延 清原 延依 津守 重依 秦 高□	大和供給使 同供給使 右志成使 無故不参 左志豊道共 左忠使	光信とも 津守信頼と同一人物か 重頼とも 多米高延と同一人物か